

○災害拠点病院の指定について（天理よろづ相談所病院）

1. 災害拠点病院

災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う医療機関。

- ・基幹災害拠点病院・・・原則として県に1カ所（県立医科大学附属病院）
- ・地域災害拠点病院・・・原則として二次医療圏ごとに1カ所
 - 奈良：奈良県総合医療センター、市立奈良病院
 - 東和：済生会中和病院、天理よろづ相談所病院
 - 西和：近畿大学奈良病院
 - 中和：大和高田市立病院
 - 南和：南奈良総合医療センター

2. 東和医療圏の状況

現在、東和医療圏では、桜井市の中心部に位置する済生会中和病院が災害拠点病院の指定を受けているが、天理よろづ相談所病院を災害拠点病院に指定することで、天理市や磯城郡における災害医療体制のさらなる充実が見込める。また、東和医療圏には、奈良盆地東縁断層帯があり、東縁断層帯地震発生時には相当の被害が想定されるため、複数の病院による相互補完機能が必要である。

なお、「地域災害拠点病院」は原則として二次医療圏ごとに1カ所整備することが必要（平成24年3月21日付け厚生労働省医政局通知「災害時における医療体制の充実について」（医政発0321第2号））とされているが、医療圏に2カ所以上認めないということではなく、拠点的役割を果たす医療機関が複数必要と県で判断すれば、指定は可能である。

加えて、天理よろづ相談所病院からも、災害拠点病院への指定の要望がある。

3. 天理よろづ相談所病院の状況

耐震構造や災害時に多発する重篤救急患者の救命医療診療設備などの施設及び設備、災害発生時の傷病者等受入及び派出体制などの体制について、災害拠点病院指定要件を満たす。また、令和5年12月からDMAT指定病院に指定している。

4. 指定について

公益財団法人天理よろづ相談所より、天理よろづ相談所病院の指定申請があり、指定要件を満たすと考えるため、令和8年4月1日より、地域災害拠点病院に指定したい。